

河川敷占用許可申請・審査の手引き

2023年 11月

国土交通省 琵琶湖河川事務所
河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方	1
3-1 河川敷利用の基本理念	1
3-2 河川敷利用の基本方針	2
3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方	2
4. 河川敷占用許可制度	2
4-1 河川敷占用許可制度の流れ	2
4-2 事前協議システムにおける審査の留意点	4
5. 審査の準備	4
5-1 審査に必要な書類	4
5-2 現地調査の準備内容	5
6. 審査表等について	5
6-1 審査表（原本）	5
6-2 審査一覧表	5
7. 参考資料	6
7-1 審査表（原本）	6
7-2 審査対象施設位置図	6
7-3 意見	6

1. 目的

本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会」という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の視点で実施されることが期待される。

2. 適用範囲

琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。

3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの社会的要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。この結果、河川敷の一部を地域に密着した河川公園として整備し、住民に利用されることによって、さらに自治体や住民から、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。また、河川敷の中には、地域防災計画の広域避難場所として位置付けられている箇所もある。

一方、これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。河川は誰もが自由に楽しめ憩える公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な環境となっている。そのため、多様な生物との共存に配慮しつつ、健全で秩序ある利用が望まれる。これらを踏まえて、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定めている。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

3-1 河川敷利用の基本理念

川は、生物が生息・生育するための貴重な自然環境を有する場であり、人々に利用され地域固有の風土・文化を形成してきた場でもある。そうした川を将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。

そのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適正に行われるようにする。また、環境学習を推進する場としての利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。

3-2 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用は、基本理念を踏まえた、以下の基本方針を満たすものとする。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

- (4) 地域の防災意識向上に配慮したものとする。
- (5) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (6) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 防災機能の役割を有する利用
- (5) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (6) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用

3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方については、以下のとおりである。

- (1) 河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念」という。）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。
- (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。
- (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

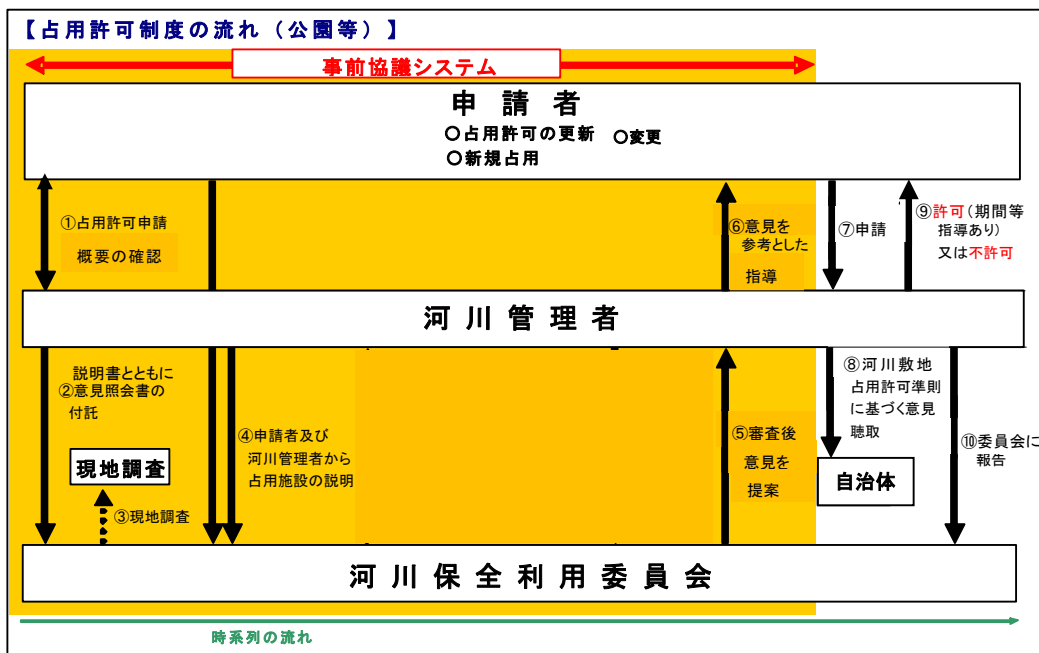
(説明)

河川敷利用のあり方について、基本理念と基本方針を基に意見の提案及び助言を行う。

4. 河川敷占用許可制度

4-1 河川敷占用許可制度の流れ

琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。



占用許可制度の流れに示す①から⑩までの各手続を以下に説明する。

- ①河川管理者と申請者は、占用許可申請の概要について確認する。
- ②河川管理者は、意見照会書に占用許可申請説明書（以下「説明書」という。）及び審査一覧表（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。
 - ・説明書に記載する内容は、審査表（原本）の審査区分の観点から次の基本的事項とする。
 - 区分A【基本理念と基本方針等の検証】
 - ・基本理念に対する満足状況
 - ・基本方針の各項目に対する満足状況
 - ・前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況
 - 区分B【占用施設の計画と設置理由の検証】
 - ・占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯
 - ・現許可内容からの変更計画
 - 区分C【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】
 - ・施設配置計画
 - ・施設の維持修繕計画、管理体制
 - ・施設利用方法
 - ・施設利用状況
 - 区分D【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】
 - ・環境、景観への影響に対する配慮
 - ・基本方針を基に河川管理者が審査を行い一覧表（6-2のとおり）を作成する。
- ③委員会は、必要に応じて現地調査を行い施設状況を確認する。

- ④委員会は、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。
- ・委員会は現地調査において、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。
 - ・委員会は委員会において、説明書及び一覧表の説明を河川管理者から受ける。
 - ・委員会は追加説明を受ける必要があると判断した場合は適宜説明を受ける。
- ⑤委員会は、審査を行い、意見を提案する。（意見は、後日、委員会ニュースにて公表する。）
- ⑥河川管理者は、意見を参考として河川管理者として判断し申請者に環境保全・再生の観点の指導を行う。
- ⑦申請者は⑥の指導を踏まえて、河川法に基づく申請を河川管理者へ行う。
- ⑧河川管理者は、河川敷地占用許可準則に基づき、申請案件が存する自治体へ意見聴取を行う。
- ⑨河川管理者は、意見も受け止めたうえで審査し、河川法に基づく許可又は不許可を行う。
- ⑩河川管理者は、河川保全利用委員会に対して⑨の結果を報告する。

4-2 事前協議システムにおける審査の留意点

- (1) 河川管理者及び委員会は、一覧表を用いて審査を実施する。
- (2) 一覧表を基に、各委員はそれぞれの専門分野の観点から意見を述べる。
- (3) 委員会から追加の説明要請があった場合には、河川管理者は、必要に応じて申請者に確認した後、書面にて適宜説明を行う。
- (4) 占用施設の変更について
 - ①公園等占用施設の変更について、琵琶湖河川事務所が申請者から事前協議を受けた場合、原則として「占用施設の新設及び更新の許可」と同様、委員会の意見を聴くこととする。
 - ②前記の規定にもかかわらず、下記のいずれかの場合はあらかじめ委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、委員会に付託せず、河川管理者が占用を許可することができる。
 - (ア) 占用施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）
 - (イ) 委員会からの意見、要望等に基づいた変更
 - (ウ) 基本理念、基本方針及び審査表（原本）の審査項目等に合致した変更
 - ③前記の規定により委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占用施設の変更について占用を許可した後に、委員会に報告するものとする。

5. 審査の準備

5-1 審査に必要な書類

委員会審査のために準備する標準的な書類を以下の表に示す。

委員会審査に必要な書類

書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	説明書
事務局が準備する書類	一覧表 申請箇所の現況図(平面図と施設写真) 対話集会による意見 河川法関連の情報 その他必要と思われる書類
審査の判断の基となる書類	河川敷占用許可申請・審査の手引き

5-2 現地調査の準備内容

委員会は必要に応じて現地調査を行い、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。説明は、以下に示す項目を参考に行う。

<p>《 現地調査での説明の例 》</p> <p>(1) 審査対象施設の概要</p> <p>(2) 占用許可の経緯(継続施設の場合)</p> <p>(3) 施設の利用状況(施設全体の利用者数と個別施設の利用者数)</p> <p>(4) 申請者から河川管理者が報告を受けている内容</p> <p>(5) 地元や利用者等から寄せられた要望事項</p> <p>(6) 施設に関する苦情、迷惑・危険行為の発生状況</p> <p>(7) 申請者への許可に際して行っている指導事項</p>

6. 審査表等について

6-1 審査表(原本)

審査表(原本)は、審査区分、審査項目、審査細目の構成とし、審査細目には審査内容の説明を記載することとする。(7-1のとおり)

なお、審査表(原本)は2018年度までの委員会の中で審査の観点として取りまとめられたものである。2023年度(2019~2021年度の試行を含む)からは委員会で意見を述べる際の参考として取り扱い、審査表(原本)に沿った審査は行わないものとする。

6-2 審査一覧表

2023年度(2019~2021年度の試行を含む)からは以下に示す一覧表を用いる。

基本方針	河川管理者の判断
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。	
(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	

(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	
(4) 地域の防災意識向上に配慮したものとする。	
(5) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	
(6) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	

7. 参考資料

以下の参考資料を別紙のとおり添付する。

7-1 審査表（原本）

7-2 審査対象施設位置図

7-3 意見

- 【事例1】野洲川小浜河川公園意見書 H19.1.18
- 【事例2】野洲川川田河川公園意見書 H19.1.18
- 【事例3】野洲川改修記念公園意見書 H19.1.18
- 【事例4】グライダー操縦訓練場意見書 H19.12.27
- 【事例5】野洲川立入河川公園意見書 H20.3.19
- 【事例6】野洲川河川公園意見書 H20.3.19
- 【事例7】野洲川運動公園意見書 H20.3.19
- 【事例8】野洲川小浜河川公園意見書 H21.3.31
- 【事例9】野洲川川田河川公園意見書 H21.3.31
- 【事例10】野洲川改修記念公園意見書 H21.3.31
- 【事例11】野洲川ふれあい広場意見書 H21.10.23
- 【事例12】野洲川小浜河川公園意見書 H22.10.12
- 【事例13】野洲川川田河川公園意見書 H22.10.12
- 【事例14】野洲川立入河川公園意見書 H24.3.15
- 【事例15】野洲川河川公園意見書 H24.3.15
- 【事例16】野洲川運動公園意見書 H24.3.15
- 【事例17】野洲川改修記念公園意見書 H26.2.5
- 【事例18】野洲川ふれあい広場意見書 H26.9.1
- 【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園意見書 H26.11.26
- 【事例20】野洲川川田河川公園意見書 H27.2.5
- 【事例21】野洲川立入河川公園意見書 H28.2.10
- 【事例22】野洲川河川公園意見書 H28.2.10
- 【事例23】野洲川運動公園意見書 H28.2.10

- 【事例24】野洲川ふれあい広場意見書 H29.12.21
- 【事例25】野洲川川田河川公園意見書 H30.12.27
- 【事例26】野洲川改修記念公園意見書 H31.3.18
- 【事例27】野洲川ふれあい広場許可判断 R2.9.14
- 【事例28】野洲川中洲親水公園許可判断 R2.11.26
- 【事例29】野洲川立入河川公園許可判断 R3.3.24
- 【事例30】野洲川河川公園許可判断 R3.3.24
- 【事例 31】野洲川運動河川公園許可判断 R3.3.24
- 【事例 32】野洲川川田河川公園許可判断 R3.11.29

以上